

平成 21 年 5 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
会計監理部長 轟 茂道

「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から平成 21 年 4 月 10 日に公表された実務対応報告公開草案第 31 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

1. 本実務対応報告の対象とする排出クレジット（公開草案 1(1)）

（コメント）

試行排出量取引スキーム以外に、企業が同様の趣旨・規定のスキームに参加している場合にも、本実務対応報告の定め、ないしその考え方を斟酌する旨を明記すべきであると考える。

（理由）

本公開草案は、平成 20 年 10 月から開始された試行排出量スキームにおける取扱いとして定められる形となっており、その他同様のスキームに参加した場合における取扱いが明らかになっていない。そのため、今後試行排出量取引スキームと同様のスキームが導入された場合の会計処理、又は現行の制度で同様の取扱いとすべきと考えられるもの（例えば、JVETS など）に係る会計処理が企業間で相違する可能性がある。したがって、同様の趣旨・規定のスキームに関しても、本実務対応報告の定め、ないしその考え方を斟酌する旨を明記する必要があるものと考える。

このとき、どの制度が該当するかについては、その実態から判断すべきものであり、特定の制度等を例示することが実務を拘束する可能性があるため、特に記載することは不要と考える。

2. 将來の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理（公開草案 4(1)）

① 目標超過排出量の引当計上について

（コメント）

試行排出量取引スキームの参加会社については、未だクレジットを購入していない場

合であっても、企業会計原則注解 18 の定めに従い、引当金を計上することができる旨を明記すべきであると考える。

(理由)

試行排出量取引スキームに参加している会社において、設定・公表している排出量削減目標を達成していない場合に、各期末もしくは各年度の目標達成確認時においてなされるべき会計処理については、公開草案上特に明示された定めはなく、公開草案〔付録 2〕(3)③にも「仕訳なし」とされている。しかしながら、将来取得する予定のクレジットを償却口座へ移転することが確実と見込まれるとき、すなわち企業として相応の経済的負担が生じると判断し、また当該経済的負担に関して一定の意思決定を行っている際に引当金の計上が可能かどうか、現状ではその取扱いが明らかではない。排出クレジットを保有していない場合であっても、企業が何らかの意思決定を一定の会議体で決議する、又は定められた決裁を取得することなどにより、企業会計原則注解 18 の要件を満たしていると当該企業が判断する場合には、引当金を計上することができると考えられるが、その旨を注意喚起の意味より少なくとも脚注において明示することが望ましいものと考える。

② 目標超過排出量の偶発債務注記について

(コメント)

各年度の目標達成確認時において、排出量削減目標を累計で達成していない場合については、金額換算した偶発債務を貸借対照表に注記すべき旨を定める必要があると考える。

(理由)

各年度の目標達成確認時において目標未達であったときの処理（仕訳なし）については同意するが、その場合に偶発債務としての注記（企業会計原則 第三 1 C）の要否を検討する必要があると考える。

各年度の目標超過分は全ての場合において、貴委員会より平成 18 年 12 月に公表されている財務会計の概念フレームワークにて定められている負債の定義（※1）を満たしているとはいえないと考える。しかしながら、当該超過分を認識時点で測定した額は、偶発債務に該当するものと考えられる。偶発債務については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 58 条に規定があるが（※2）、企業が設定した上で、対外的に公表した排出目標は、企業会計原則注解 18 の蓋然性基準を満たす段階までは至っていないものの、スキームによるクレジット又はその他のクレジットを購入して償却する可能性があるところからは、偶発債務に該当すると考えることが妥当である。

この一定の注記を求ることで企業間の比較可能性が担保されることになるととも

に、情報の利用者に対して将来キャッシュ・フローの予測に有用な情報を提供することになると考えられる。

(※1) 過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。

(※2) 債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。

3. 有償・無償双方の排出枠を保有している会社が排出枠を売却した場合の簿価通算に係る定め（公開草案4(3)①なお書き）

（コメント）

公開草案4(3)①なお書きには、無償で取得した排出枠とは別に、他者から購入した排出枠も保有している場合には、まず他者から購入した排出枠を売却したものとみなすとされているが、この定めの考え方方が明確になっていないため、本文又は脚注に記載する必要があると考える。

（理由）

事後清算により排出枠を取得する場合（公開草案4(3)①）において、排出枠の取得及び当該排出枠の売却に関する定めについては、各々会計処理及び処理の考え方方が明確に記載されている。一方、有償・無償双方の排出枠を保有している会社が排出枠を売却した場合に簿価通算を行わず、まず他者から購入した排出枠を売却したものとみなすとする定めに関しては、その会計処理の考え方方が明らかになっていない。他者から購入した排出枠を先に売却したものとみなす理由を明確に記述することが、実務対応報告の趣旨に適うものと考えられる。

以 上